

報告第14号

専決処分の報告について（第5号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年10月21日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由

施設管理瑕疵による車両物損事故に係る和解について、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書

施設管理瑕疵による車両物損事故に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年10月9日

つくばみらい市長 小田川 浩



- |          |   |
|----------|---|
| 1 事故発生日時 | 令和元年7月17日 午前8時50分頃                                |
| 2 事故発生場所 | つくばみらい市板橋3023番地1<br>つくばみらい市立わかかさ幼稚園               |
| 3 和解の相手方 |   |
| 4 事故の概要  | 臨時職員が自家用車で園内を走行中、窪みにタイヤがはまり、前方右側バンパーが地面にぶつかり破損した。 |
| 5 損害賠償額  | 40,900円   |
| 6 市の過失割合 | 50%   |